

# 令和7年度 山形県公共調達評議委員会

日時：令和8年2月9日（月）14：00～

場所：県庁10階 1001会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 委員長挨拶

4 議事

(1) 建設工事関連

令和8年度の入札契約制度改善の取組み

(2) 物品・役務関連

「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組み

(3) その他

5 閉 会

# 「山形県公共調達評議委員会」委員

(任期：令和5年12月24日～令和8年12月23日)

令和8年2月9日

役職名	氏名	現職	備考
委員長	いがらし ゆきひろ 五十嵐 幸 弘	弁護士	
委員	あし だて まさみ 蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科 教授	WEB
委員	あ びこ ようこ 安 彦 陽 子	1級土木施工管理技士	WEB
委員	おお かぜ とおる 大 風 亨	山形県印刷工業組合理事長	
委員	おお た まさ ゆき 太 田 政 往	一般社団法人山形県建設業 協会会長	欠席
委員	かい とう たけし 海 藤 剛	一般社団法人山形県測量設計 業協会会長	
委員	か とう しずか 加 藤 静 香	弁護士	WEB
委員	きよ まさ あか ね 清 政 朱 音	1級建築士	WEB

(敬称略)

● 山形県では、「山形県公共調達基本条例」（平成20年7月制定）に基づき、建設工事等に係る入札契約制度の適切な運用・見直し・改善に努めている。

### 【令和8年度の見直しの考え方】

近年の資材費等の高騰への対応や、入札契約制度の諸課題を解決するための見直しを行い、公正な競争の促進と健全な建設業者の育成等を図る。

### 山形県公共調達基本条例

（基本理念）

- 不正行為の排除の徹底
- 公正な競争の促進
- 透明性の確保
- 品質及び価格の適正を考慮
- 健全な建設業者等の育成

（県における取組み）

基本理念に則り、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努める。

### 令和7年度における主な見直しの状況

【工事・委託共通】

- 「ワーク・ライフバランス」「女性活躍」等の評価項目の追加
- 知事顕彰の評価期間の延長
- インターンシップの評価点の変更

【建設工事】

- 地域精通企業評価型における評価項目の簡素化
- 災害復旧工事における予定価格事前公表の見直し
- 災害協定に基づく県要請による出動実績への加点

【業務委託】

- 共同設計方式におけるJV構成企業数の変更
- 「一抜け方式」の試行導入

### 令和8年度に向けた見直し日程

- 県における見直し案の検討 ~R7.12
- 常任委員会への見直し案の報告 R8.1.28
- 公共調達評議委員会で審議 R8.2.9**
- 見直し内容の周知 R8.4~
- 見直した制度の運用開始 R8.7~

## 令和8年度に向けた主な入札契約制度の見直し案

### 1 [工事] 発注基準(土木一式工事などの競争入札参加者の要件)の見直し

#### 《現状》

● 土木一式、建築一式、電気、管及び舗装工事については、設計金額に応じ入札に参加可能な等級を設定している。

#### 《課題》

- 数年前から、全国的に建設工事で使用される建設資材が急激に高騰し、高止まりしている。
- 国交省では、急激な物価変動等を踏まえ、R7年4月から全工種で発注標準を1.14倍（R2～5年度までの建設工事費デフレータの伸び率）引き上げた。
- 都道府県でも、資材高騰や国交省の改定を受け、改正の動きが出てきている。

#### 《見直しの概要》

- 資材費高騰に伴う工事費増を発注基準に適切に反映すべく見直しを行う。
- 国交省に準じ、資材費が大きく急騰したR2年度以降の高騰分を反映する。なお、デフレータはR5年度から6年度にかけて大きく上昇していることから、R2～6年度までのデフレータの伸び率（1.19倍）を反映する。

工事の種類	工事の設計金額（現行）	工事の設計金額（改正案）	等級
① 土木一式工事	8,000万円以上	1億円以上	A
	3,000万円以上 8,000万円未満	3,500万円以上 1億円未満	A B
	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 3,500万円未満	B C
	1,000万円未満	1,000万円未満	C D
② 建築一式工事	1.5億円以上	1.8億円以上	A
	5,000万円以上 1.5億円未満	6,000万円以上 1.8億円未満	A B
	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円以上 6,000万円未満	B C
③ 電気工事 管工事	6,000万円以上	7,000万円以上	A
	2,000万円以上 6,000万円未満	2,000万円以上 7,000万円未満	A B
	2,000万円未満	2,000万円未満	B C
④ 舗装工事	3,000万円以上	3,500万円以上	A
	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 3,500万円未満	A B
	1,000万円未満	1,000万円未満	B C

### 2 [工事] 総合評価 週休2日確保工事の実績による加点評価の段階的廃止

#### 《現状・課題》

- R6年4月から時間外労働の上限規制が適用され、週休2日の労働環境が基本となり、県内でも週休2日の取組が定着してきている。
- 東北における取組を先導してきた東北地方整備局では、R6年度以降証明書の発行を廃止、加点もR7年度で廃止予定としている。

#### 《見直しの概要》

- 週休2日確保工事実施証明書の発行を段階的に廃止し、証明書の有効期限が切れる時期の到来により、総合評価での加点も廃止する。

	現行	R8.10~	R9.10~
週休2日の発注方式	月単位	完全土日	標準化
証明書を発行する達成状況の要件	月単位 完全土日	完全土日 (月単位は廃止)	廃止
総合評価における証明書による加点措置	当面継続 1点	有効期限切れ到来	廃止

### 3 [業務委託] 総合評価 災害関連緊急随契業務に係る成績評定点の除外

#### 《現状・課題》

- 令和6年7月豪雨災害時に、緊急性が重視される災害関連緊急随契業務では、十分な事前準備や計画的実施が困難なため、平常時の他の業務と同じ基準による成績評定が難しいとして、評定を行わないこととした。

#### 《見直しの概要》

- 上記の取扱いに準じ、総合評価で企業・技術者の過去5年間の業務成績評定の平均点を算出する際、過去の災害の緊急随契の評定点を除外する。

### 4 [業務委託] 建築関係コンサルタント業務委託に係る評価項目、総合評価 評価基準及び配点の見直し

#### 《現状・課題》

- 現行の建築コンサル業務の総合評価基準等は、性質の異なる土木コンサル業務に準じた箇所が多いこと等から、建築コンサル業務の実態を踏まえたより適切な評価になるよう見直す必要がある。

#### 《見直しの概要》

- 業務に関わる配置技術者が多い等の建築コンサル業務の特徴に合わせ、技術者評価の内容や配点等を実態に即し見直す。

	技術者評価			
	資格	専門技術力	情報収集力・専任性	技術研鑽
土木コンサル	3	12	9	6
建築コンサル	3	12	9	6

建築コンサル (見直し後)	5 (+2)	18 (+6)	3 (-6)	6 (変更なし)
------------------	-----------	------------	-----------	-------------

<各評価項目の主な見直し内容>

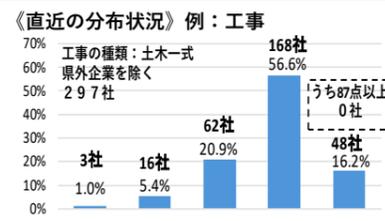
資格	土木コンサルと比較し、評価対象となる技術者が多いため、配点を増
専門技術力	
業務経験 (同種・類似)	特に業務成果の品質に影響が大きい管理技術者、主任担当技術者（総合）の配点を増
業務成績 (5年平均)	評価対象を業務の中心的役割となる管理技術者のみとする。これにより、事業者の実績確認書類の提出に係る事務負担を軽減
若手・女性技術者の配置	若手・女性技術者育成の観点から、若手・女性技術者を配置する場合、専門技術力において新たに加点
情報収集力 (業務実施箇所)	土木コンサルと比較し、地域特性の把握は業務成果の品質に与える影響が小さいため、配点を減

### 5 [工事・委託共通] 総合評価 成績評定点の評価基準(5区分)の見直しの方向性

#### 《現状・課題》

- 成績評定点の上昇に伴い企業平均点の分布が高い区分に偏ってきたため、R5公共調達評議委員会へ、5区分の閾値を建設工事3点、業務委託2点引き上げる提案を行ったが、継続検討とされた。

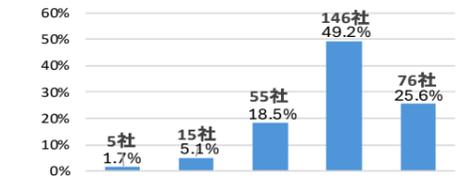
- 今般、直近5年間の企業ごとの平均点を再計算し分布を見ると、工事、業務委託とも高い区分に偏る傾向はあるものの、最上位区分の企業は未だ少数であった。



#### 《今後の方向性》

- 評価基準は当面「現行どおり」とし、今後、評定点の更なる上昇がみられ、最上位区分の企業数が下位3区分の合計数を上回った場合、偏りを緩和する見直しを行う（右図参照 例：工事）。

下位3区分(5+15+55=75社) < 最上位(76社)



対応例：評価基準の3点引上げ → 偏り緩和

